

令和 8 年度

第 1 回 静岡県地域福祉支援計画策定・評価委員会

日時：令和 8 年 8 月 21 日（金） 14 時 00 分～

場所：静岡県庁西館 4 階第一会議室 B・C（オンライン併用）

次 第

1 開 会

2 議 事

（１）委員長、副委員長の選任

（２）現行計画の概要及び進捗状況・評価について

①現行計画（第 4 期）の概要 資料 1

②現行計画（第 4 期）の進捗状況・評価結果 資料 2、資料 2－2

【情報共有】

・包括的な支援体制構築に係る市町へのアドバイザー派遣 資料 3

（３）次期計画の策定について

・次期計画（第 5 期）の策定について（骨子等の検討）

資料 4、資料 4－2、資料 4－3

3 閉 会

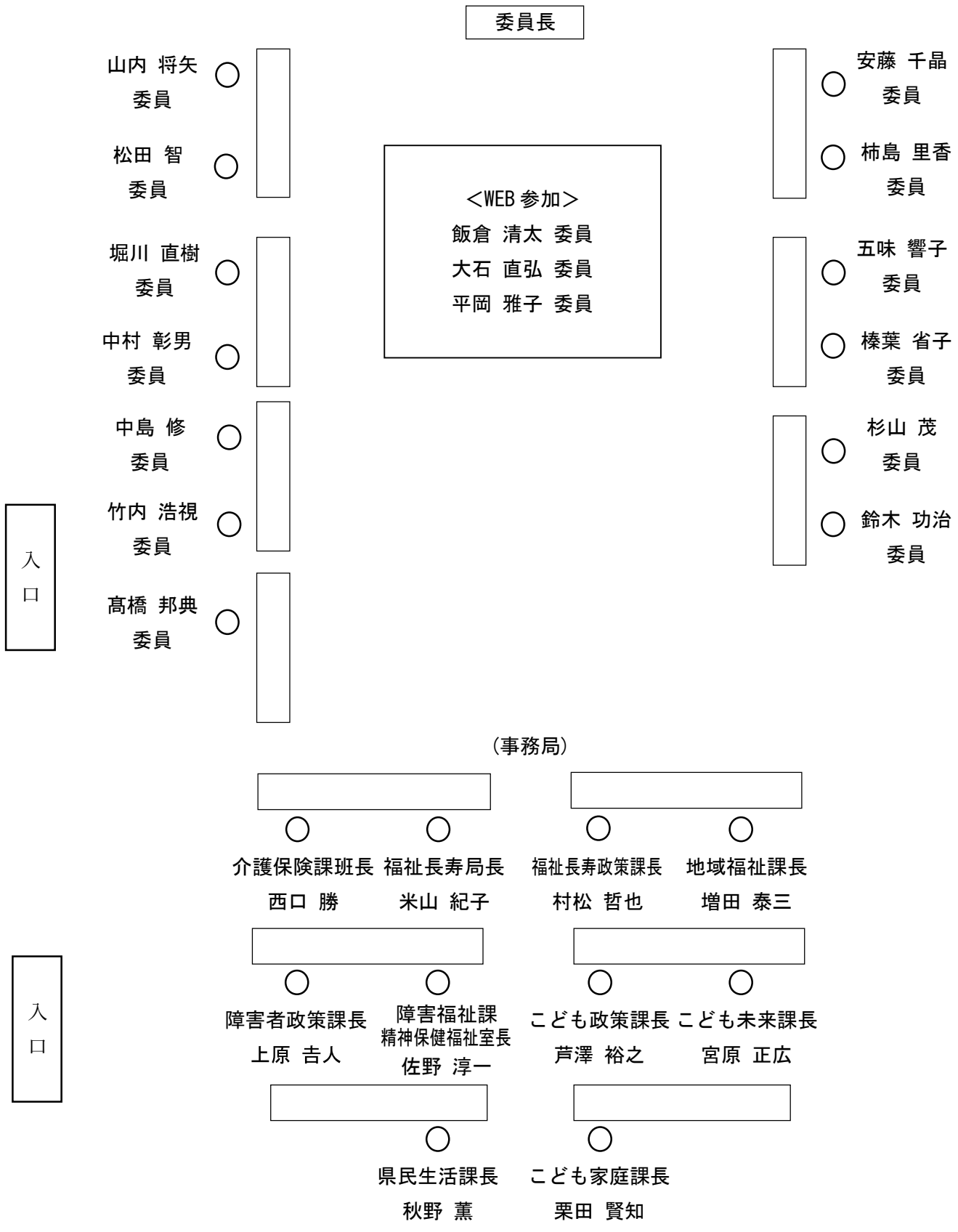
<配付資料>

- 座席表
- 委員名簿
- 静岡県地域福祉支援計画策定・評価委員会設置要綱
- 資料 1 現行計画（第 4 期）の概要
- 資料 2 現行計画（第 4 期）の進捗状況・評価結果
- 資料 2-2 現行計画の進捗状況一覧
- 資料 3 包括的な支援体制構築に係る市町へのアドバイザー派遣
- 資料 4 次期計画（第 5 期）の策定について
- 資料 4-2 次期計画本文の構成（案）
- 資料 4-3 次期計画施策体系（案）
- 参考資料

令和8年度 静岡県地域福祉支援計画策定・評価委員会

日時：令和8年8月21日（金）14時00分～

場所：西館4階第1会議室B・C（オンライン併用）



令和8年度 静岡県地域福祉支援計画策定・評価委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

職名	氏名	備考
一般社団法人静岡市清水医師会総合相談部長兼 在宅医療介護相談室長	安藤 千晶	
特定非営利活動法人 NPO サプライズ 代表	飯倉 清太	新任 WEB 参加
社会福祉法人天竜厚生会 地域福祉事業部地域福祉課長	大石 直弘	WEB 参加
静岡県地域包括・在宅介護支援センター協議会 副会長	柿島 里香	新任
特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会 常務理事	五味 響子	
あおぞら保育園園長（一般社団法人静岡県保育 連合会）	榛葉 省子	新任
静岡県民生委員児童委員協議会 会長	杉山 茂	新任
静岡県手をつなぐ育成会 常任理事	鈴木 功治	新任
一般社団法人静岡県社会福祉士会 相談役	高橋 邦典	新任
一般社団法人静岡県医師会 理事	竹内 浩視	
文京学院大学人間学部人間福祉学科 教授	中島 修	
KHJ 静岡県いっぷく会 代表 (NPO 法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会静岡県支部)	中村 彰男	
焼津市健康福祉部次長	平岡 雅子	WEB 参加
社会福祉法人菊川市社会福祉協議会 次長	堀川 直樹	
社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 福祉企画部長	松田 智	
公益社団法人成年後見センター・リーガルサ ポート静岡支部 幹事	山内 将矢	新任

※ 任期：令和11年3月31日まで

静岡県地域福祉支援計画策定・評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第108条の規定に基づく静岡県地域福祉支援計画(以下「支援計画」という。)の推進と策定のため、静岡県地域福祉支援計画策定・評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 支援計画の策定に関すること。
- (2) 支援計画の調査、分析及び評価に関すること。
- (3) 支援計画の進捗管理に関すること。
- (4) 支援計画の中間見直しに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、福祉・医療関係者、地域福祉実践者、学識経験者等をもって構成する。

2 委員の任期は、3年を超えない範囲で別に定め、再任を妨げないものとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

4 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長の指名により選任する。

5 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の事務局は、健康福祉部福祉長寿局福祉長寿政策課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

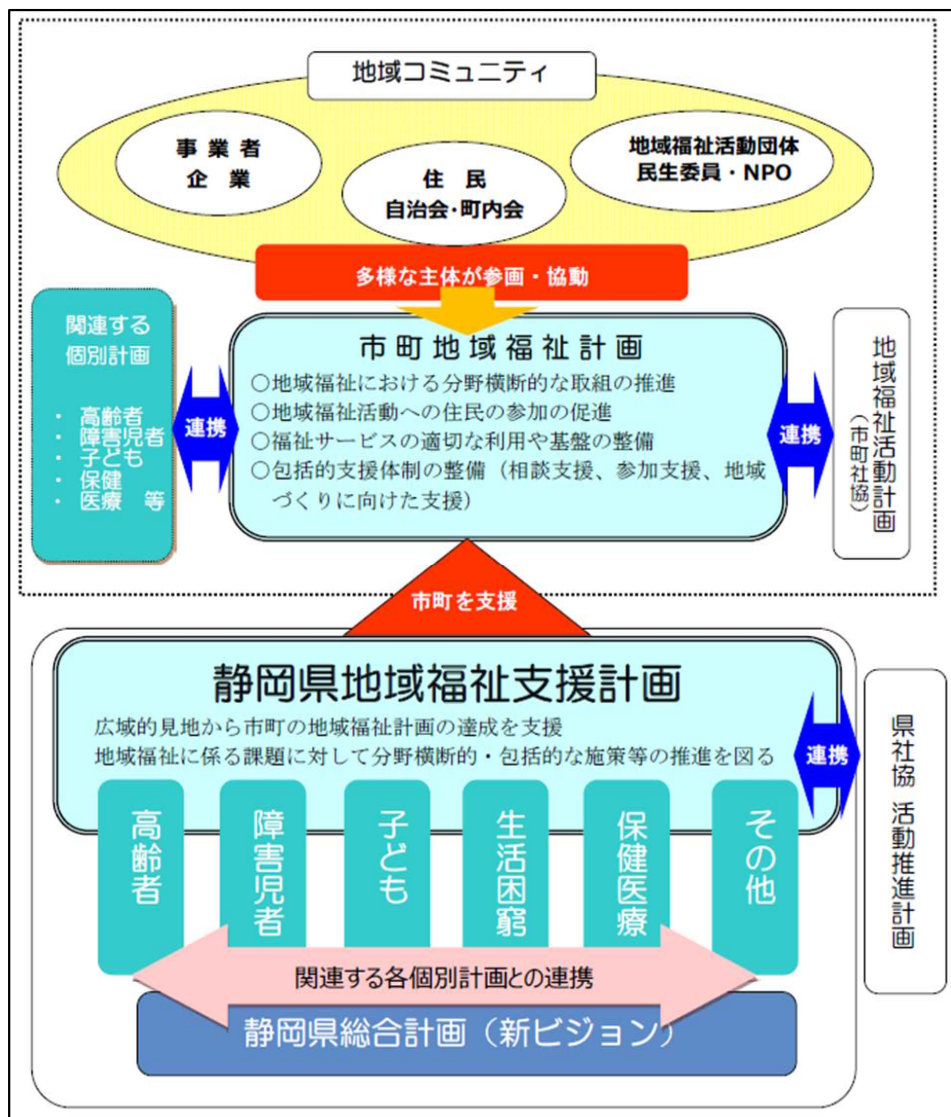
この要綱は、令和8年3月23日から施行する。

現行計画（第4期）の概要

■地域福祉支援計画について

地域福祉支援計画

○社会福祉法第108条の規定に基づき、市町地域福祉計画の達成に資するために、市町の地域福祉推進に関する取組を広域的な見地から支援することを目的に策定するもの。



社会福祉法第108条 (都道府県地域福祉支援計画の記載事項)

第1項	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
第2項	市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
第3項	社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
第4項	福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
第5項	市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項
第6項	地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に関する事項

※第6項はR8改正により追加

■ 現行計画の概要

現行計画（第4期）の策定

計画期間：令和3年度～令和8年度（6年間）

<改正のポイント>

○平成30年度及び令和3年度施行の改正社会福祉法

→高齢者、障害者、児童などの福祉に関し、共通して取り組むべき事項や市町の包括的支援体制構築の支援に係る事項等を盛り込んだ。

○施策体系の見直し

→施策の方向（大柱）を基本目標に合わせ、「I 共生の意識づくり」に見直したほか、多様化、複合化する地域の生活課題や法改正等に対応するため、施策の基本方向（中柱）を3本新設、個別施策の方向（小柱）を13本新設、7本拡充した。

基本理念

個性や多様性を尊重し認め合い、一人ひとりが役割や生きがいを持って、地域を共に創る共生の“ふじのくに”づくり

基本目標

一人ひとりが主体的に地域づくりに参画し、人と人、人と社会がつながる孤立しない地域共生社会

<施策の方向>（大柱）

I 共生の意識づくり

II 共生の地域づくり

III 福祉の基盤づくり

中間見直し

○計画期間の3年目に当たる令和5年度に中間見直しを実施

○骨格である基本理念や施策の方向は維持しつつ、計画策定後の状況変化や関連計画の改定に伴い、新たな対応が求められる事項について部分的な見直しを実施。

■ 現行計画の概要

I 共生の意識づくり

- ◆個性や多様性を尊重し、地域で共に支え合い、地域を共に創る「地域共生」の意識醸成を図る。
- ◆学校、家庭、地域等が連携して、地域で暮らす多様な人との触れ合いや交流などの体験を通じ、幼少期からの福祉教育を推進する。

1 「地域共生の意識の醸成」

- (1) 企業、団体、学校等との連携による地域共生の意識の醸成
- (2) 「子育ては尊い仕事」の理念の浸透
- (3) ふじのくに型人生区分の普及・啓発
- (4) 人権を尊重し認め合う共生の意識の浸透

2 家庭や地域における多様な世代に対する福祉教育の推進

- (1) 地域における福祉教育の推進
- (2) 家庭教育の支援の促進
- (3) 豊かな人間性を育む食育の推進
- (4) 幼少期からの福祉体験の推進
- (5) 家庭教育支援や福祉教育を推進する人材の育成

3 学校における福祉教育の推進

- (1) 教育機関における福祉教育・学習の推進
- (2) 共生・共育のこころの学び
- (3) 学校と地域やNPO等との連携・協働の充実

■ 現行計画の概要

Ⅱ 共生の地域づくり

- ◆障害の有無や年齢などによって、「支える側」と「支えられる側」に固定せず、誰もが役割や生きがいを持って、地域づくりに参加し、地域全体で人と人との支え合う仕組みを創る。
- ◆様々な生活課題の解決のため、福祉分野を超えて他分野と連携や協働による地域づくりを推進する。

1 住民の地域活動への参加・交流の促進

- (1) 市町地域福祉計画の推進支援
- (2) 住民主体の支え合いによる地域活動の推進
- (3) 地域における相談・見守り体制の充実
- (4) 多様な人・世代が集う居場所づくりと住民参加の促進
- (5) 在住外国人と共生する豊かな地域づくり
- (6) コミュニティづくりの支援
- (7) 地域のネットワークづくりの促進
- (8) 健康、福祉、地域活動に関する情報提供の充実

2 多様な主体による双方向型の地域活動の推進

- (1) 県・市町社会福祉協議会の活動の充実
- (2) 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり
- (3) ボランティア・NPO等による地域活動の推進
- (4) 企業等による地域貢献活動の推進と連携強化
- (5) 社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進
- (6) 寄附や共同募金等への理解と取組の促進
- (7) 多分野連携・協働による地域活動団体への取組の支援

■ 現行計画の概要

Ⅱ 共生の地域づくり

- ◆障害の有無や年齢などによって、「支える側」と「支えられる側」に固定せず、誰もが役割や生きがいを持って、地域づくりに参加し、地域全体で人と人々が支え合う仕組みを創る。
- ◆様々な生活課題の解決のため、福祉分野を超えて他分野と連携や協働による地域づくりを推進する。

3 ユニバーサルデザインと福祉のまちづくりの推進

- (1) 福祉のまちづくり条例の普及啓発
- (2) 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進
- (3) 安心して利用できる製品やサービス・情報の提供
- (4) お互いを尊重し、共生する社会づくり

4 新しい生活様式を踏まえた防災・防犯の地域づくりの推進

- (1) 地域防災活動の推進
- (2) 災害時要配慮者への支援体制の強化
- (3) 地域防災に係る情報提供の推進
- (4) 災害時の広域支援ネットワークの構築
- (5) 被災後の生活再建への支援
- (6) 災害ボランティア活動の促進
- (7) 安全・安心のまちづくりの推進

■ 現行計画の概要

Ⅲ 福祉の 基盤づくり

◆ 包括的な相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援などの一体的な取り組みを推進し、市町の包括的支援体制の構築を図る。

◆ 福祉・介護人材の確保と福祉サービスの適切な利用の推進を図る。

1 包括的な支援体制構築の推進

- (1) 分野横断的な包括的相談支援体制構築の支援
- (2) 生活・就労・居住支援等の社会参加への支援
- (3) 各福祉分野の包括的な支援施策の推進
- (4) ふじのくに型福祉サービス等の推進
- (5) 難病患者等の広域的な支援が必要な人への取組の推進
- (6) 福祉・保健・医療サービスの一体的な提供の支援

2 希望や自立につなぐセーフティネットの整備

- (1) 生活援護を必要とする人への支援の充実
- (2) 生活困窮者の自立支援対策の充実
- (3) 子どもの貧困対策の推進
- (4) 自殺総合対策の推進
- (5) 社会的孤立の防止

3 権利擁護の推進

- (1) 成年後見制度の利用促進
- (2) 日常生活自立支援事業の促進
- (3) 児童、高齢者、障害児者の虐待やDV被害防止対策の推進
- (4) 消費者被害等の防止に向けた取組の推進

■ 現行計画の概要

Ⅲ 福祉の 基盤づくり

- ◆ 包括的な相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援などの一体的な取り組みを推進し、市町の包括的支援体制の構築を図る。
- ◆ 福祉・介護人材の確保と福祉サービスの適切な利用の推進を図る。

4 福祉サービスを担う人材の養成・確保

- (1) 福祉・介護人材の確保と定着支援
- (2) 福祉・介護人材養成の推進
- (3) 外国人介護人材の確保
- (4) 県社会福祉人材センターの機能強化

5 福祉サービスの適切な利用の推進と質の一層の向上

- (1) 苦情解決体制の整備促進
- (2) 福祉サービス第三者評価等の推進
- (3) 社会福祉事業の健全な運営の確保を図るための指導監査等の実施
- (4) 福祉サービスの情報の公表

現行計画（第4期）の進捗状況・評価結果

■進捗評価結果の概要

- ◎ 計画に掲げる53指標のうち、R8.7月時点で実績値が判明した50指標について進捗評価を行った。
- ◎ 活動指標の全体の44%が計画策定時から進捗している一方で、基準値以下の割合が各大柱ごとに2割～3割となっている。
基準値時点からの社会情勢の変化が影響していると思われる指標がある一方、講座・研修会参加者数など現状から改善し得る指標もあると考える。
- ◎ 進捗が遅れている指標について、今後より一層の取組の推進を図るとともに、現状の把握・原因等を分析し、社会情勢の変化への適合も踏まえ、指標・目標設定や取組について、次期計画の策定に反映していく。

進捗評価結果

【凡例】 ◎：目標値以上 ○：進捗 ▲：目標未到達 ×：基準値以下 —：数値公表前等

成果指標（3指標）

大柱	指標名	基準値 (策定時)	現状値	評価	目標値
I	困っている人を見かけた際に声をかけたことがある県民の割合	31.3% (R3)	39.3% (R6)	○	40.0% (R7)
II	県民の地域活動への参加状況	83.5% (R2)	80.6% (R7)	×	87%以上 (毎年度) (R7)
III	包括的な支援体制を整備した市町数	14市町 (R6)	20市町 (R8)	○	35市町 (R10)

活動指標（計50指標）

大柱	◎	○	▲	×	—	計
I 共生の意識づくり	3	0	4	3	1	11
II 共生の地域づくり	4	3	2	5	0	14
III 福祉の基盤づくり	8	4	4	7	2	25
計	15 (30%)	7 (14%)	10 (20%)	15 (30%)	3 (6%)	50

44%

進捗評価結果

【凡例】 ◎：目標値以上 ○：進捗 ▲：目標未到達 ×：基準値以下 -：数値公表前等

施策の方向別（活動指標）

Ⅰ 共生の意識づくり		
評価	指標数	割合
◎	3	27%
○	0	0%
▲	4	36%
×	3	27%
-	1	9%
合計	11	

} 27%

Ⅱ 共生の地域づくり		
評価	指標数	割合
◎	4	29%
○	3	21%
▲	2	14%
×	5	36%
-	0	0%
合計	14	

} 50%

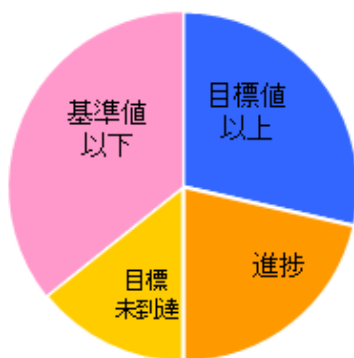
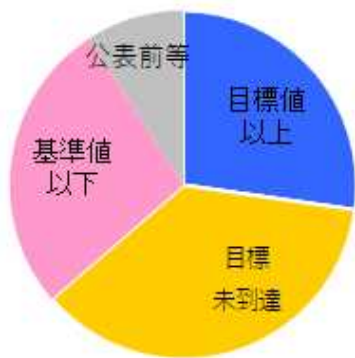
Ⅲ 福祉の基盤づくり		
評価	指標数	割合
◎	8	32%
○	4	16%
▲	4	16%
×	7	28%
-	2	8%
合計	25	

} 48%

Ⅰ 共生の意識づくり

Ⅱ 共生の地域づくり

Ⅲ 福祉の基盤づくり



■進捗評価の基準

区分	進捗状況	内容
◎	目標値以上	「現状値」が「目標値」以上のもの
○	進捗	「現状値」が「基準値」を上回ったもの
▲	目標未到達	目標年度が到来し、「目標値」に達していないもの
×	基準値以下	「現状値」が「基準値」以下のもの
—	数値公表前等	統計値等発表前、当該年度に調査なし等

現行計画の進捗状況一覧

資料 2 - 2

【凡例】 ◎：目標値以上 ○：進捗 ▲：目標未到達 ×：基準値以下 -：数値公表前等

大柱 中柱	指標	基準値 (計画策定時等)	現状値 (R 8 調査)	評価	目標未到達(▲)、基準値以下(×)の指標に係る今後の取組の方向性	目標 年度	目標値	担当課
----------	----	-----------------	-----------------	----	----------------------------------	----------	-----	-----

(成果指標)

I	困っている人を見かけた際に声をかけたことがある県民の割合	31.3% (R3)	39.3% (R6)	○	R 6 年度数値をもって前ユニバーサルデザイン推進計画の総括評価終了	R 7	40.0%	県民生活課
II	県民の地域活動への参加状況	83.5% (R2)	80.6% (R7)	×	今後も、住民が参加しやすい地域コミュニティ環境をつくるため、人材養成、活動拠点の整備、情報発信などに取り組む。	R 7	87.0%以上 (毎年度)	地域振興課
III	包括的な支援体制を整備した市町数	14市町 (R6)	20市町 (R8)	○		R10	35市町	福祉長寿政策課

(活動指標)

I 共生の意識づくり

1	仕事と子育て(介護)の両立支援・職場環境づくりに取り組んでいる企業の割合	88.8% (R2)	94.5% (R6)	▲	指標の算出根拠としていたアンケート調査がR6年度で終了。	R 7	95% (毎年度)	産業人材課
1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した中小企業数	2,168社 (R元)	2,465社 (R7)	▲	計画策定が努力義務となっている企業に「ダイバーシティ経営導入推進アドバイザー」を派遣し、策定及び労働局への届出を支援していく。	R 7	2,700社	産業人材課
1	人権啓発講座等参加人数	29,320人 (R元)	22,586人 (R7)	×	講演会等の内容に応じた関係部局や市町、関係団体等との連携による広報に努めるほか、ホームページやメール配信等による広報を積極的に行い、行政職員や教職員、民間企業・団体、県民に対し、啓発講座等への参加を促していく。	R 7	30,000人 (毎年度)	地域福祉課 (人権同和班)

大柱 中柱	指標	基準値 (計画策定時等)	現状値 (R8調査)	評価	目標未到達(▲)、基準値以下(×)の指標に係る今後の取組の方向性	目標 年度	目標値	担当課
2	小中学校における地域学校協働本部整備率(学校数)	63% (R2)	88.1% (R7)	◎		R7	85%	社会教育課
2	人づくり地域懇談会参加者数	20,046人 (R元)	24,366人 (R7)	◎		R7	20,000人 (毎年度)	総合教育課
2	地域学校協働活動推進員等養成講座受講者数	55人 (R元)	61人 (R7)	◎		R8	40人 (毎年度)	社会教育課
2	家庭教育支援員等養成研修会参加者数	65人 (R元)	45人 (R7)	×	参加者の掘り起こしを市町等に呼びかけていく。	R8	80人 (毎年度)	社会教育課
2	地域や社会をよりよくするために何をすべきかを考えることがあるという児童生徒の割合	小 51.0% 中 47.6% (R3)	R8.8 公表予定	-		R8	小83.0% 中77.0%	義務教育課
3	県立高等学校(全日制等)のうち保育・介護体験を実施している学校の割合	100% (R元)	92.1% (R7)	×	事業実施について受入施設等と協議した結果、代替(講話等)で実施した学校が6.7%、次年度へ延期した学校が1.1%であった。今後は感染症等の状況を注視しつつ、受入施設等との密な協議を行うことにより、実施校数は増加が見込まれる。	R7	100% (毎年度)	高校教育課
3	「共生・共育」の推進に向け、居住地域での交流を実施した児童生徒の数	実施人数 851人 (R元)	実施人数 1,074人 (R7)	▲	特別支援学校のセンター的機能を活かし地域の小中学校への理解啓発や児童生徒及び保護者の声を踏まえた交流プログラムの改善に努め、交流機会の拡大と質の向上を目指す。	R7	実施人数 1,500人	特別支援教育課
3	教育活動において、外部人材を活用した学校の割合	小 99.4% 中 100% 高 98.2% 特支 94.6% (R元)	小 99.3% 中 98.8% 高 98.2% 特支 100.0% (R7)	▲	今後も各学校へ外部人材の活用を呼びかけていく。	R8	100% (毎年度)	社会教育課

大柱 中柱	指標	基準値 (計画策定時等)	現状値 (R8調査)	評価	目標未到達(▲)、基準値以下(×)の指標に 係る今後の取組の方向性	目標 年度	目標値	担当課
----------	----	-----------------	---------------	----	--------------------------------------	----------	-----	-----

Ⅱ 共生の地域づくり

1	地域福祉コーディネーターの養成者数	29人 (R元)	26人 (R7)	×	例年目標値並の応募はあるが、病気等により全日程受講できず修了できない人が一定数いる。研修の周知に努め、受講しやすい環境整備を検討する。	R 8	30人 (毎年度)	福祉長寿政策課
1	市町における地域の青少年声掛け運動実施率	82.9% (R2)	100% (R7)	◎		R 7	100% (毎年度)	社会教育課
1	「通いの場」設置数	4,226箇所 (R元)	5,617箇所 (R6)	○		R 7	6,100箇所	健康増進課
1	コミュニティカレッジ修了者数(平成25年度までの累計640人)	累計1,138人 (R2)	累計1,403人 (R7)	▲	今後も、住民が参加しやすい地域コミュニティ環境をつくるため、地域活動を牽引するリーダーの養成等に取り組む。	R 7	累計 1,440人	地域振興課
2	民生委員・児童委員の充足率	97.9% (R2)	95.2% (R7)	×	民生委員・児童委員の充足率は、退職年齢の延長等により低下傾向にあるが、引き続き定数を満たすよう市町と連携して委員活動の支援、および県民への制度理解促進に取り組んでいく	R 8	100% (毎年度)	地域福祉課
2	ふじさんっこ応援隊の参加団体数	1,626団体 (R元)	2,140団体 (R8)	○		R11	2,700団体	こども未来課
3	静岡県ゆずりあい駐車場制度の民間協力施設数	1,125施設 (R元)	1,118施設 (R7)	×	施設の廃止等により、協力施設数が減少している。事業者に対する制度協力の働きかけを強化する。	R 8	1,200施設	福祉長寿政策課
3	県内の乗降客数2,000人/日以上 の鉄道駅のユニバーサルデザイン化の割合	86.2% (R2)	89.0% (R7)	▲	今後も、利用者の移動等の円滑化を図るため、鉄道駅のユニバーサルデザイン化の促進に向けて取り組む。	R 7	100%	交通政策課
3	バリアフリー対応バス車両の導入率	76.4% (R元)	88.9% (R6)	○		R 8	90.0%	交通政策課

大柱 中柱	指標	基準値 (計画策定時等)	現状値 (R8調査)	評価	目標未到達(▲)、基準値以下(×)の指標に係る今後の取組の方向性	目標 年度	目標値	担当課
3	ユニバーサルデザイン情報発信回数	150回 (R3)	193回 (R7)	◎		R 7	180回 (毎年度)	県民生活課
3	心のUDを促進する講座の実施回数	30回 (R3)	45回 (R7)	◎		R 7	40回 (毎年度)	県民生活課
4	地域防災力強化人材育成研修受講者 (累計)	11,015人 (R元)	129,775人 (R4～R7)	◎		R 7	30,000人	危機情報課
4	優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成が完了した市町数	11市町 (R4)	9市町 (R7)	×	対象者の増加により作成は追いつかず、目標達成には至っていない。R8年度は従来の取組(市町との意見交換会、アドバイザー派遣)に加え、ICTを活用して計画作成の省力化・効率化を図るため、デジタル事業者とのマッチング支援等を実施し、市町の取組を支援していく。	R 8	全市町	健康福祉企画政策課
4	刑法犯認知件数	15,370件 (R2)	17,856件 (R7)	×	悪質・巧妙化する犯罪に対し、県民一人ひとりの防犯力を高め、引き続き地域の自主的防犯活動の促進に取り組む	R 7	12,000件 以下	くらし交通安全課

Ⅲ 福祉の基盤づくり

1	自立し社会参加していると感じている障害のある人の割合(5年毎の調査)	51.3% (H28)	※R7調査なし	-		R 6	70%	障害者政策課
1	保育所等待機児童数	122人 (R2)	0人 (R8)	◎		R11	0人 (毎年度)	こども未来課
1	放課後児童クラブ待機児童数	723人 (R2)	400人 (R8速報値)	▲	施設整備及び学校の余裕教室の活用等による利用定員数の増への取組支援や、放課後児童支援員の人材確保のための研修等の実施により、実施主体である市町の取組を引き続き支援していく。	R11	0人 (毎年度)	こども未来課
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行(各計画期間の累計)	196人 (H29～R1)	206人 (R4～R7)	○		R 8	212人 (R5～8)	障害者政策課

大柱 中柱	指標	基準値 (計画策定時等)	現状値 (R8調査)	評価	目標未到達(▲)、基準値以下(×)の指標に係る今後の取組の方向性	目標 年度	目標値	担当課
1	福祉施設から一般就労へ移行した障害のある人の数	492人 (R元)	711人 (R7)	○		R 8	773人	障害者政策課
1	障害者雇用率	2.19% (R2)	2.44% (R7)	▲	静岡労働局と相互に必要な情報を共有し、連携して企業に対する周知・啓発を行い、障害者の計画的な雇入れの促進を図る。	R 7	2.7%	産業人材課
1	シルバー人材センターの就業延人員	2,176,823人日 (R元)	1,761,062人日 (R7)	×	会員数は増加したものの、就業延人員、受注件数とも前年度を下回っており、実質的には仕事量が減っている状況にある。会員確保及び就業延人員の増加を図るため、就業開拓推進員を配置し、事務系職種等の新たな就業の開拓に取り組んでいる。	R 8	2,350,000人 日以上	産業人材課
1	地域生活支援拠点等設置数	14箇所 (R2)	25箇所 (R7)	◎		R 7	24箇所	障害者政策課
1	障害のある人を受け入れている介護サービス事業所(基準該当登録事業所数)	52箇所 (R2)	73箇所 (R7)	▲	介護サービス事業所でも障害のある人を受け入れることができる制度がある旨を、市町を通じて事業所に対し周知を図っていく。	R 7	90箇所	障害者政策課
1	再犯者率	44.7% (R元)	45.2% (R6)	×	市町における取組を促進するため、市町担当者研修会を開催するほか、「再犯防止相談支援事業」により、保護観察終了者が仕事や住居等の生活基盤について担当保護司に相談できる機会を提供し、再犯を防止していく。	R 7	45.0%以下	くらし交通安全課
2	就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合	39.4% (R2)	38.0% (R6)	×	様々な就労阻害要因を抱えている生活困窮者等が増加している。一般就労の前に就労準備のセミナーや、就労体験等の受入先開拓を実施するとともに、関係機関と情報共有することなどにより、就労促進に向けた取組を強化する。	R 7	50.0%	地域福祉課
2	人口10万人当たりホームレス数	1.71人 (R元)	0.63人 (R8)	◎		R 8	4人以下 (毎年度)	地域福祉課

大柱 中柱	指標	基準値 (計画策定時等)	現状値 (R8調査)	評価	目標未到達(▲)、基準値以下(×)の指標に係る今後の取組の方向性	目標 年度	目標値	担当課
2	自殺による死亡者数	564人 (R元)	509人(概数) (R7)	▲	若年層世代等が増加傾向にあるため、世代に応じた自殺予防対策の充実を図る。	R 7	500人未満	障害福祉課 (精神保健福祉班)
3	成年後見制度利用促進研修参加人数	871人 (R元)	1,035人 (R7)	◎		R 8	900人 (毎年度)	地域福祉課
3	権利擁護の地域連携ネットワークの中核となる機関の整備市町数	4 市 (R2)	35市町 (R7)	◎		R 6	35市町	地域福祉課
4	介護職員数	54,310人 (R元)	55,593人 (R5)	○		R 8	56,688人	介護保険課
4	介護支援専門員数	5,516人 (R元)	R9.7月頃公表 予定 ※3年に1回	-		R 8	5,627人	介護保険課
4	EPA、特定技能等による外国人介護職員の県内受入者数	559人 (R4)	1,746人 (R7)	◎		R 8	1,370人	介護保険課
4	相談支援専門員養成数	85人 (R2)	177人 (R7)	◎		R 7	120人 (毎年度)	障害者政策課
4	県立高等学校(全日制等)のうち保育・介護体験を実施している学校の割合	100% (R元)	92.1% (R7)	×	(I-3の指標再掲)	R 7	100% (毎年度)	高校教育課
4	社会福祉人材センターにおける就職者数	841人 (R元)	512人 (R7)	×	数値改善に向け、求人側の求める資格要件等と求職側の希望する勤務条件等のミスマッチを防ぐため、福祉人材養成校と福祉施設の意見交換の場を設けていく。 ※人材センター紹介による就職者数は512人であるが、他機関の紹介によって就職したものの就職過程で人材センターと関わりのあった者を含めると680人となる。	R 8	1,000人 (毎年度)	福祉長寿政策課

大柱 中柱	指標	基準値 (計画策定時等)	現状値 (R 8 調査)	評価	目標未到達(▲)、基準値以下(×)の指標に係る今後の取組の方向性	目標 年度	目標値	担当課
4	社会福祉人材センター研修受講者数 満足度割合	98.3% (R元)	98.8% (R7)	◎		R 8	95%以上 (毎年度)	福祉長寿政 策課
5	福祉サービスの第三者評価受審数 (累計)	531施設 (R元)	707施設 (R7)	○		R 8	770施設	福祉指導課
5	社会福祉事業者定期指導実施率	100% (R元)	99.8% (R7)	×	大雨等における公共交通機関の乱れ、感染症の発生等の影響はあったが、今後も社会福祉事業等の適正な運営のため、計画どおり着実に指導を行う。	R 8	100% (毎年度)	福祉指導課
5	介護サービス情報公表事業所の割合	99.4% (R2)	95.9% (R7)	×	令和6年度以降、新たに財務の状況に係る書類が追加されたことが影響し、公表率が低下したが、前年度より若干数値を上回った。	R 7	100% (毎年度)	福祉指導課

包括的な支援体制構築に係る市町への アドバイザー派遣

県の市町支援の取組

施策の視点		内容
包括的 支援体制 構築支援	個別の課題に応じた 支援	・アドバイザー派遣 体制構築に向けた課題整理・助言 等
	人材養成	・多機関協働事業等の担当者養成研修
	先進事例等情報の提供	・市町向け研究会 先進自治体の取組紹介、意見交換
	意見交換の場の提供	・ワークショップの開催（孤独・孤立対策） 行政・NPO等の連携促進 ・担当者のピアサポート 重層的支援体制整備事業担当者の連絡会
相談対応 力強化	専門職種との連携体制 構築	・外部人材を活用した多職種相談会の実施支援

令和8年度アドバイザー一覧

所属等	氏名
一般社団法人静岡市清水医師会 総合相談部長兼 在宅医療介護相談室 室長	安藤 千晶
焼津市健康福祉部福祉政策課重層的支援推進室 係長	河口 典英
一般社団法人コミュニティーネットハピネス 代表理事	土屋 幸己
ノートルダム清心女子大学 人間生活学部 人間生活学科 准教授	中井 俊雄
静岡福祉大学福祉心理学科 教授	檜木 博之
静岡県立大学経営情報学部経営情報学科 教授	東野 定律
ふるい後見事務所 認定社会福祉士	古井 慶治

アドバイザー派遣市町数

年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
市町数	6	9	8	8	8

主に重層的支援体制整備事業を実施、もしくは今後実施する市町が活用
⇒重層事業を実施しない市町（小規模自治体）等の活用促進が必要

主な内容

- 市町庁内外における理解促進のための講義講師
- 課題分析、庁内検討ワーキングにおける助言
- 模擬事例検討会におけるファシリテート

【成果】

- ・ 外部からの説明により、内部でのボトムアップよりも効果的に市町内幹部職員へ重層事業等への理解促進が図れた。
- ・ ワーキングにおいて共に担当者の課題感を解きほぐすことで、庁内の課題感の共有が深まった。
- ・ 模擬事例検討会におけるファシリテートを通じて、多機関連携の意義や役割整理の手法の理解度が高まった。

次期計画（第5期）の策定について

■国の動向

社会保障審議会福祉部会報告書（R7.12）

- ・地域福祉（支援）計画の記載事項として福祉分野以外との関連施策との連携協働に関する事項を明確化することが必要
- ・都道府県地域福祉支援計画の計画策定ガイドラインに、DWAT（災害派遣福祉チーム）の整備状況や災害時における役割等についての記載が必要

社会福祉法の改正（R8.6成立）

- 市町村及び都道府県が策定する地域福祉（支援）計画の記載事項の追加
 - ・地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策等その他の関連施策との連携に関する事項を追加
- 頼れる身寄りのない高齢者等への支援の充実
 - ・日常生活の支援や入院・入所の手続支援、死後の事務支援等を提供する事業を、第二種社会福祉事業として位置付け
- 災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化
 - ・DWATを法律に位置付け、国がDWATチーム員を登録し、平時から研修・訓練を実施
 - ・DWATの派遣要請に対して勤務先に配慮義務を設けるなど
- ※附帯決議
 - 包括的支援体制整備に関する大臣指針等への位置付け
 - ・大臣指針へこども・若者への支援を明確に位置付ける
 - ・大臣指針及び市町村地域福祉計画ガイドラインに頼れる身寄りのない高齢者等への支援について明記する

■次期計画（第5期）の基本理念・方向性

社会構造・人口構造の変化等を踏まえた基本理念・方向性

社会構造・人口構造の変化等

- ・人口減少局面の中、2040年には65歳以上の高齢者数がピークを迎える
- ・高齢世帯や生涯未婚世帯をはじめとした単身世帯の増加
- ・医療・介護・住まい・困窮・障害など複数の地域生活課題を抱える者の増加
- ・地域コミュニティの希薄化による地域社会機能の低下・担い手の不足
- ・深刻な災害被害が続発



策定の方向性	引き続き現行計画の大きな方向性である「地域共生社会」の実現を目指しつつ、加速化する社会構造の変化に対応		
充実ポイント	身寄りのない高齢者等への支援	福祉以外の分野との連携	平時からの災害福祉支援
	予防的な支援・取組や様々なつながり・連携		
基本理念（案）	多様性を尊重し、誰もが地域の一員としてつながり合い、互いに支え合いながら共に生きる地域社会の実現		

※基本理念と基本目標を一本化

■次期計画の構成案

構成の大枠は現行計画のものを維持しつつ、施策の方向と取組との関係を分かりやすくする。

変更前	変更後
第1章 計画の趣旨 ●趣旨、位置付、期間	第1章 計画の趣旨 ●趣旨、位置付、期間
第2章 地域福祉を取り巻く状況と課題 ●社会状況、現状と課題	第2章 地域福祉を取り巻く状況と課題 ●社会状況、現状と課題
第3章 計画の基本的考え方 ●基本理念、基本目標、施策体系、	第3章 計画の基本的考え方 ●基本理念、基本目標、施策体系、
第4章 施策の推進 ●施策体系毎に以下を記載 【現状・課題】中柱ごとまとめて記載 【施策の方向】中柱ごとまとめて記載 【主な取組】小柱ごとに記載	第4章 施策の推進 ●施策体系毎に以下を記載 【現状・課題】中柱ごとまとめて記載 【施策の方向】 <u>小柱ごとに記載</u> └【主な取組】 <u>小柱ごとの施策の方向の直後に</u> <u>記載し、紐付きを明確化</u>
第5章 計画の推進 ●推進体制、指標・目標	第5章 計画の推進 ●推進体制、指標・目標

⇒詳細は資料4－2

■骨子案の検討

構成の大枠は現行計画のものを維持しつつ、策定の方向性等を踏まえて見直す

施策体系の構成（案）

現計画の施策体系の大枠は維持しつつ、現状や県総合計画に合わせた中柱・小柱の見直しを行う

項目		策定方針
大 柱	施策の方向	維持
中 柱	施策の基本方向	現状や県総合計画に合わせて見直し
小 柱	個別施策の内容	

新たな視点等・充実すべき事項

新たな視点又は充実すべき事項等について検討する

- 頼れる身寄りのない高齢者等への対応
- 人口減少・少子化社会への対応
- 平時からの災害福祉支援の強化
- 包括的な支援体制構築支援の充実
- 成年後見制度見直しへの対応

⇒詳細は資料4-3

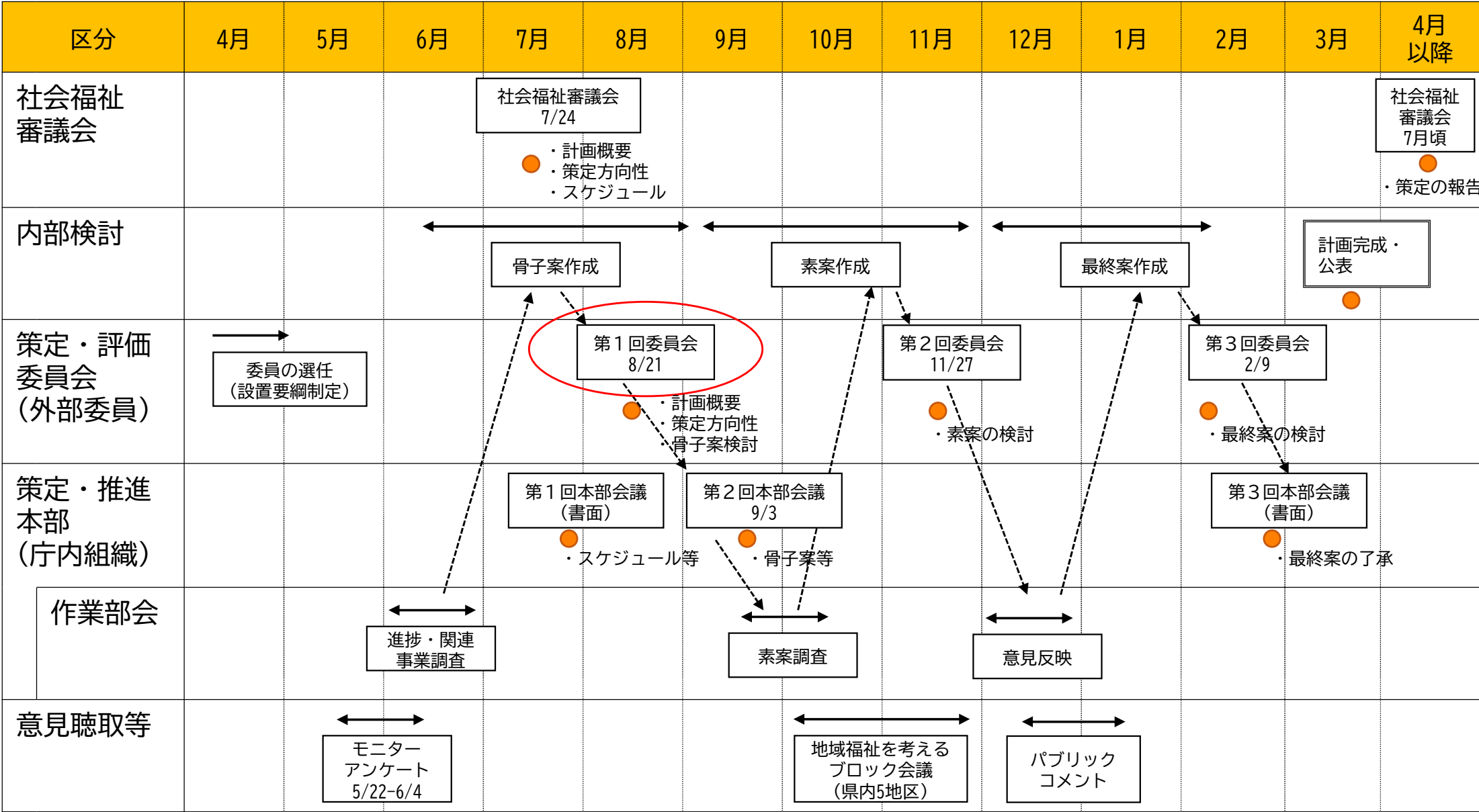
■策定の体制について

庁内外からの意見に基づき、次期計画の策定を進める。

区分	内容	説明
外部組織	策定・評価委員会（3回）	高齢者、障害者、児童等の各分野の有識者や地域福祉の実践者等(16名)
庁内組織	計画策定・推進本部（3回）	本部長:部長、本部員：関係局長等(23名程度)
市町	地域福祉を考えるブロック会議	特定テーマについて意見交換を実施 県内5ブロック、市町行政・市町社協
	アンケート調査	市町における地域福祉の現状や課題を把握するため、アンケート調査を実施
県民意見	・インターネットモニターアンケート	令和8年5月22日～6月4日実施
	・パブリックコメント	

■スケジュール

次期計画策定スケジュール



令和7年度地域福祉支援計画評価委員会 主な意見

○令和7年度地域福祉支援計画評価委員会

【開催日】 令和7年10月31日（金）

＜次期計画における充実すべき視点・取組等＞

主 な 意 見

- ・ 災害時における単身高齢者世帯等への支援（災害ボランティア）
- ・ 身寄りのない高齢者だけでなく障害のある方々も、全世代、子供から大人まで、総合的に見ていく必要がある。カテゴリーで分かれているが、一体的に何かできる方法があればいい。
- ・ 例えば孤独にしても、身寄りがない、生活困窮ということにしても、少し前の段階から関わるような取組が何かあると良い。
- ・ 外国人の方も増えて高齢者になってきている。高齢者福祉の中でも外国人の視点が大事ではないか。
- ・ ひきこもり（8050問題から9060問題への移行）の対応
- ・ 高齢者が活躍できる仕組み（有償ボランティアなど）の構築

■本日の御意見頂きたいポイント

- 計画策定時に充実させるべき事項
- 施策体系（案）についての御意見

次期計画本文の構成（案）

I 共生の意識づくり – 1 「地域共生」の意識の醸成

現状と課題

中柱ごとの現状・課題

本文イメージ

- 近年、生活課題は介護、育児、就労、住まい、疾病、教育、家族関係、生活困窮など多様かつ複合化しており、ごみ屋敷や大人のひきこもりなど「制度の狭間」の問題も顕在化しています。従来の分野別・属性別の制度では対応が難しくなっています。
- こうした状況を踏まえ、「支える側・支えられる側」の関係を越え、多様な人と社会がつながり、一人ひとりが役割を持って支え合う包摂的な地域共生社会の創造が求められます。地域住民や自治会、福祉団体、NPO、企業、行政などが連携し、生活課題を「我が事」として取り組むことが重要です。
- 令和元年の県民意識調査では、多くの若者が2～3人の子どもを希望する一方で合計特殊出生率は1.44にとどまっており、安心して子どもを産み育てられる社会支援が必要とされています。
- また、誰もが障害や年齢、国籍、性別にかかわらず主体的に社会参加し、特に高齢者の社会参加促進が重要です。
- 新型コロナウイルスの影響で社会不安が広がり、差別や誹謗中傷が増えたことから、人権尊重・差別解消の教育・啓発の推進も求められています。
- さらに、令和6年4月1日施行の改正障害者差別解消法により、事業者の合理的配慮提供が義務化されました。

小柱ラインナップ

個別施策の方向

- (1) 企業、団体、学校等との連携による地域共生の意識の醸成
- (2) こども・若者や子育て当事者を社会全体で支える機運の醸成
- (3) 人権を尊重し認め合う共生の意識の浸透

資料4-2

個別施策の方向の内容と取組

小柱ごとの施策の方向内容と具体的な取組

(1) 企業、団体、学校等との連携による地域共生の意識の醸成

- 障害の有無や年齢、国籍、性別などに関わらず、一人ひとりが地域に住む構成員として相互に尊重し認め合い、全ての人が役割や生きがいを持って社会に参加し、地域を共に創る地域共生社会の実現を目指し、地域福祉を推進します。
- 住民、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業、行政などの地域の多様な主体に対して、地域活動の取組事例の紹介などを積極的に行い、地域活動への理解を図り、地域活動や地域貢献活動への関心や意欲を高め、参加促進につなげます。

主な取組

- ・「健康福祉キャンペーン事業」や「県民福祉の日」、共同募金活動等を通じた地域共生の意識醸成
- ・子育て優待カード協賛店舗の拡充
- ・模範企業の表彰

(2) . . .

○ . . .

○ . . .

主な取組

・

(3) . . .

I-1 数値目標（活動指標）

中柱ごとの指標

項目	現状		目標	
	年度	実績	年度	目標値

次期計画施策体系（案）

<課題・背景>

■**単身世帯の増加**
・単身世帯割合：34.0%(R7推計)
→37.7%(R32推計)

・高齢者単身世帯割合：13.1%(R7年推計)
→19.2%(R32年推計)

■**急速な少子・高齢化の進行**
・合計特殊出生率：1.39 (R2)→1.21 (R7)

・高齢化率：31.1%(R8.1)過去最高→37.2%(R22推計)

・後期高齢化率：18.3%(R8.1)過去最高→21.5%(R22推計)

■**人口減少・生産年齢人口の減少**
・総人口：3,510,509人(R7推計)→3,115,777人(R22推計)

・生産年齢人口(15歳～64歳)割合：57.5%(R7推計)
→52.9%(R22推計)

■**在住外国人の状況**
・県内在住外国人数：132,100人 (R7末) 過去最多

・県内外国人労働者数：88,968人 (R7.10末) 過去最多

■**在住外国人の高齢化**

■**県民の地域活動への参加状況**
・83.5% (R2)→80.6% (R7)

■**地域福祉コーディネーターの養成者数**
・29人 (R元) →26人 (R7)

■**民生委員・児童委員の委嘱状況**
・充足率：96.0% (R4―斉改選)
→94.5% (R7―斉改選)

・平均年齢：66.9歳 (R4―斉改選)
→67.7歳 (R7―斉改選)

■**従来のユニバーサルデザインの推進**
・ハード（まちづくり）、ソフト（サービス・情報・製品）、ハート（思いやり）のそれぞれの分野でのユニバーサルの推進

■**在住外国人・来訪外国人の増加**

■**静岡県ゆずりあい駐車場制度**
・民間協力施設数：1,125施設 (R元) →1,118施設 (R7)

<現計画 体系>

施策の方向（大柱）		基本方向（中柱）	個別施策の方向（小柱）	
共生のⅠ 意識づくり	1	「地域共生」の意識の醸成	(1)	企業、団体、学校等との連携による地域共生の意識の醸成
			(2)	「子育ては尊い仕事」の理念の浸透
			(3)	ふじのくに型人生区分の普及・啓発
			(4)	人権を尊重し認め合う共生の意識の浸透
	2	家庭や地域における多様な世代に対する福祉教育の推進	(1)	地域における福祉教育の推進
			(2)	家庭教育の支援の促進
			(3)	豊かな人間性を育む食育の推進
			(4)	幼少期からの福祉体験の推進
			(5)	家庭教育支援や福祉教育を推進する人材の育成
	3	学校における福祉教育の推進	(1)	教育機関における福祉教育・学習の推進
			(2)	共生・共育のこころの学び
			(3)	学校と地域やNPO等との連携・協働の充実
共生のⅡ 地域づくり	1	住民の地域活動への参加・交流の促進	(1)	市町地域福祉計画の推進支援
			(2)	住民主体の支え合いによる地域活動の推進
			(3)	地域における相談・見守り体制の充実
			(4)	多様な人・世代が集う居場所づくりと住民参加の促進
			(5)	在住外国人と共生する豊かな地域づくり
			(6)	コミュニティづくりの支援
			(7)	地域のネットワークづくりの促進
			(8)	健康、福祉、地域活動に関する情報提供の充実
	2	多様な主体による双方向型の地域活動の推進	(1)	県・市町社会福祉協議会の活動の充実
			(2)	民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり
			(3)	ボランティア・NPO等による地域活動の推進
			(4)	企業等による地域貢献活動の推進と連携強化
			(5)	社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進
			(6)	寄附や共同募金等への理解と取組の促進
			(7)	多分野連携・協働による地域活動団体への取組の支援
	3	ユニバーサルデザインと福祉のまちづくりの推進	(1)	福祉のまちづくり条例の普及啓発
			(2)	誰もが暮らしやすいまちづくりの推進
			(3)	安心して利用できる製品やサービス・情報の提供
			(4)	お互いを尊重し、共生する社会づくり

頼れる身寄りのない高齢者等への対応
→計画の基本的な考え方において、計画全体の充実ポイントして明記

福祉分野以外との連携
→他分野・企業との連携等を施策の方向・主な取組として記載

<次期計画 体系案>

基本方向（中柱）	個別施策の方向（小柱）	施策の考え方	充実等	頼れる身寄りのない高齢者等への対応
1 「地域共生」の意識の醸成	(1) 企業、団体、学校等との連携による地域共生の意識の醸成	●多様な主体との連携・協働による地域共生の意識醸成 ●地域活動の事例紹介で理解促進と参加意欲を高める ● 少子化対策や少子化に適応した子育て環境の整備 ●人権の尊重・多様性への理解促進、事業者等による合理的配慮の提供の促進		○
	(2) こども・若者や子育て当事者を社会全体で支える気運の醸成		見直し	
	(3) 人権を尊重し認め合う共生の意識の浸透		(削除)	
2 家庭や地域における多様な世代に対する福祉教育の推進	(1) 地域における福祉教育の推進	●子どもが健やかに育つ環境と福祉教育を推進 ●企業連携で働く世代の福祉教育と地域活動参加促進 ●保育充実や相談支援等で家庭教育・子育てを支援 ●世代間交流など福祉体験・学習の場の整備推進 ●福祉教育の担い手の育成		○
	(2) 家庭教育の支援の促進			
	(3) 豊かな人間性を育む食育の推進			
	(4) 幼少期からの福祉体験の推進			
	(5) 家庭教育支援や福祉教育を推進する人材の育成			
3 学校における福祉教育の推進	(1) 教育機関における福祉教育・学習の推進	●地域特性を活かした体験活動や保育・介護体験学習等で福祉理解と地域愛着を深める ●多様な人々との交流で共生・共育の心を育む。 ●地域の教育力を活用し、子どもの社会参加と支え合いを促進。		○
	(2) 共生・共育のこころの学び			
	(3) 学校と地域やNPO等との連携・協働の充実			
1 住民の地域活動への参加・交流の促進	(1) 市町地域福祉計画の推進支援	●多様な人々のボランティアへの参加促進と活動団体の支援・活性化 ●住民主体での支え合い活動の促進、早期相談支援の体制を強化 ● 新たな第二種社会福祉事業や居住支援を通じた単身世帯への見守り体制の充実 ●誰もが集える交流の場を整備し、地域共生意識の醸成を推進 ●在住外国人との交流促進による文化理解と共生地域づくりの推進 ● ライフステージに応じた外国人支援 ●地域特性を活かした住民の主体的な地域づくりやスポーツ振興を通じたコミュニティ組織の活性化 ●多様な主体によるネットワーク構築による福祉分野を超えた連携・協働の促進		
	(2) 住民主体の支え合いによる地域活動の推進			◎
	(3) 地域における相談・見守り体制の充実		充実	◎
	(4) 多様な人・世代が集う居場所づくりと住民参加の促進			◎
	(5) 在住外国人と共生する豊かな地域づくり		充実	
	(6) コミュニティづくりの支援			○
	(7) 地域のネットワークづくりの促進			◎
	(8) 健康、福祉、地域活動に関する情報提供の充実			
2 多様な主体による双方向型の地域活動の推進	(1) 県・市町社会福祉協議会の活動の充実	●双方向型の支え合いで地域共生社会を目指し、意識醸成と多様な活動を推進。 ●県・市町社会福祉協議会の基盤強化と官民連携による地域福祉推進 ●民生委員・児童委員の活動支援 ●ボランティア団体・NPOの人材育成と組織運営支援による活動の活性化 ● 社会福祉法人・企業との更なる連携による、地域貢献活動の促進、高齢者等の見守り体制の充実 ●社会福祉法人間のネットワーク構築により課題共有と協働による解決を推進 ●多様な寄附方法の普及や多分野連携による地域福祉への理解促進と地域活動の活性化		◎
	(2) 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり			◎
	(3) ボランティア・NPO等による地域活動の推進			○
	(4) 企業等による地域貢献活動の推進と連携強化		充実	
	(5) 社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進			◎
	(6) 寄附や共同募金等への理解と取組の促進			
	(7) 多分野連携・協働による地域活動団体への取組の支援			
3 ユニバーサル社会と福祉のまちづくりの推進	(1) 福祉のまちづくり条例の普及啓発	● 全ての人が主体性を持って社会に参画できるユニバーサル社会の実現 と福祉まちづくり推進 ●公共施設の整備等によるバリアフリー化の促進 ●誰もが安心利用できる製品・サービスの提供促進 ●障害者との円滑なコミュニケーションの促進		
	(2) 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進			
	(3) 安心して利用できる製品やサービス・情報の提供			
	(4) お互いを尊重し、共生する社会づくり			

■令和6年能登半島地震
・DWAT初動対応の遅れ、在宅避難者等への支援の在り方

■災害対策基本法改正
・災害時の福祉支援の法制化

■令和7年台風15号竜巻等災害

■個別避難計画の作成が完了した市町数
11市町（R4）→9市町（R7）

■社会福祉法の改正
・小規模自治体の包括的な支援体制事業の創設

・既存の支援体制（介護・障害・生活困窮）に、頼れる身寄りがない高齢者等からの相談対応等を明確に位置付け

■シルバー人材センターの就業延人員
・2,176,823人日（R元）→1,761,062人日（R7）

■自殺者数の状況
・564人（R元）→527人（R6）

■孤立死の状況
・推計人数：約660人(R6)、うち男性8割

■ひきこもりの状況
・推計人数：1.8万人（H30）→4.1万人（R4）

■ひきこもり当事者、家族の高年齢化

■民法・社会福祉法改正
・成年後見制度の見直し（「補助」制度への一元化、終身制の廃止）

・地域権利擁護相談支援センター等の法定化

■社会福祉法改正
・日常生活自立支援事業の拡充（頼れる身寄りのない高齢者等への対応）

■虐待の状況
・高齢者虐待相談件数：850件（R元）→956件（R6）

・児童虐待相談件数：3,461件（R元）→3,148件（R6）

・障害者虐待相談件数（施設従事者によるもの）：59件（R元）→117件（R6）

・DV相談件数：3,956件（R2）→3,977件（R6）

■福祉・介護人材の確保
・介護分野の有効求人倍率：4.06倍（R3）→3.94倍（R7）

・介護人材の需給推計：R22に約1万人が不足

施策の方向（大柱）	基本方向（中柱）		個別施策の方向（小柱）	
共生のⅡ 地域づくり	4	新しい生活様式を踏まえた防災・防犯の地域づくりの推進	(1)	地域防災活動の推進
			(2)	災害時要配慮者への支援体制の強化
			(3)	地域防災に係る情報提供の推進
			(4)	災害時の広域支援ネットワークの構築
			(5)	被災後の生活再建への支援
			(6)	災害ボランティア活動の促進
			(7)	安全・安心のまちづくりの推進
福祉のⅢ 基盤づくり	1	包括的な支援体制構築の推進	(1)	分野横断的な包括的相談支援体制構築の支援
			(2)	生活・就労・居住支援等の社会参加への支援
			(3)	各福祉分野の包括的な支援施策の推進
			(4)	ふじのくに型福祉サービス等の推進
			(5)	難病患者等の広域的な支援が必要な人への取組の推進
			(6)	福祉・保健・医療サービスの一体的な提供の支援
	2	希望や自立につながるセーフティネットの整備	(1)	生活援護を必要とする人への支援の充実
			(2)	生活困窮者の自立支援対策の充実
			(3)	子どもの貧困対策の推進
			(4)	自殺総合対策の推進
			(5)	社会的孤立の防止
	3	福祉サービス基盤整備の促進	(1)	成年後見制度の利用促進
			(2)	日常生活自立支援事業の促進
			(3)	児童、高齢者、障害児者の虐待やDV被害防止対策の推進
			(4)	消費者被害等の防止に向けた取組の推進
	4	福祉サービスを担う人材の養成・確保	(1)	福祉・介護人材の確保と定着支援
			(2)	福祉・介護人材養成の推進
			(3)	外国人介護人材の確保
			(4)	県社会福祉人材センターの機能強化
	5	福祉サービスの適切な利用の推進と質の一層の向上	(1)	苦情解決体制の整備促進
			(2)	福祉サービス第三者評価等の推進
			(3)	社会福祉事業の健全な運営の確保を図るための指導監査等の実施
			(4)	福祉サービスの情報の公表

基本方向（中柱）		個別施策の方向（小柱）		施策の考え方		充実等		頼れる身寄りのない高齢者等への対応	
4	多様性に配慮した防災・防犯の地域づくりの推進	(1)	地域防災活動の推進	●多様な組織連携、地域ぐるみでの防災・防犯の地域づくりを推進 ●要配慮者の支援のため、平時からの取組の充実、分野の垣根を越えた地域の連携強化 ●外国人も含め多言語情報提供体制整備で適切な避難行動を促進 ●DWAT派遣体制の整備と関係機関の連携・情報の共有化、 体制や他の支援関係団体との連携の強化 ●被災者支援の迅速実施と災害ボランティア体制の強化 ●感染症対策を踏まえた避難所環境の整備 ●地域ぐるみでの自主防犯活動や見守り活動等				○	
		(2)	災害時要配慮者への支援体制の強化					◎	
		(3)	地域防災に係る情報提供の推進						
		(4)	災害時の広域支援ネットワークの構築		充実			○	
		(5)	被災後の生活再建への支援						
		(6)	災害ボランティア活動の促進					◎	
		(7)	安全・安心のまちづくりの推進					◎	
1	困難や生きづらさを抱える人等への支援の推進	(1)	包括的な支援体制構築の支援	●市町の状況（規模・資源等）を踏まえた体制整備への支援の充実 ●頼れる身寄りのない高齢者等への支援を含めた分野横断的な相談支援体制の構築支援。 ●就労・居住支援など多様な参加支援や、住民交流の場の確保や地域づくり人材との連携による地域づくり支援を推進。 ●ヤングケアラーなど分野ごとの福祉支援施策を活用し、包括的支援体制の充実を図る。 ●認知症バリアフリー推進、住宅確保配慮者の居住確保、共生型サービス普及など生活支援を展開。 ●難病患者や犯罪をした人などの地域での自立した生活のため、包括的な支援の取組を推進。 ●生活困窮等により支援を必要とする人の早期発見・支援体制を地域機関と連携して整備し、自立相談支援と生活・居住・就労支援を強化 ●教育支援や生活安定支援、地域ぐるみの子ども支援を促進 ●関連施策・関係団体との連携・協働による総合的な自殺対策の推進 ●ひきこもり支援のため、相談体制充実、支援者養成や居場所づくりを推進 ●困難な問題を抱える女性の自立支援を推進 ●問題が深刻化する前に支援につながるよう地域の見守り活動や多様な主体連携による社会的孤立への対応や重層的セーフティネット構築を推進。	充実			◎	
		(2)	各福祉分野の包括的な支援施策の推進				充実		◎
		(7)	難病患者等の広域的な支援が必要な人への取組の推進						
		(8)	福祉・保健・医療サービスの一体的な提供の支援						
		(3)	生活援護を必要とする人への支援の充実						○
		(4)	生活困窮世帯等の自立に向けた支援の充実						◎
		(6)	自殺総合対策の推進						◎
		(5)	社会的孤立の防止						◎
	2	福祉サービス基盤整備の促進	(1)	成年後見制度の利用促進	●成年後見制度の見直しを踏まえ、本人に寄り添った制度の運用を推進	見直し			◎
			(2)	日常生活自立支援事業の促進	●市町と連携した成年後見利用促進とネットワーク整備促進。	充実			◎
			(3)	児童、高齢者、障害児者の虐待やDV被害防止対策の推進	●後見人育成と支援体制強化を推進。 ●日常生活自立支援事業の体制充実と資質向上、 新たな第二種社会福祉事業への対応				
			(4)	消費者被害等の防止に向けた取組の推進	●虐待防止・早期対応と消費者被害防止の啓発推進。				◎
	3	福祉サービスを担う人材の養成・確保	(1)	福祉・介護人材の確保と定着支援	●資格取得・復職支援で多様な福祉介護人材を確保。 ●キャリアパス制度導入やICT活用等により働きやすい職場づくりを推進 ●外国人介護人材の確保・育成・定着に係る支援を一体的に支援。 ●社会福祉人材センターや 福祉人材バンク による就労支援・マッチング・定着支援の強化。				○
			(2)	福祉・介護人材養成の推進					
			(3)	外国人介護人材の確保					
			(4)	県社会福祉人材センターの機能強化		充実			
4	福祉サービスの適切な利用の推進と質の一層の向上	(1)	苦情解決体制の整備促進	●事業所内苦情窓口設置や運営適正化委員会で苦情対応強化。 ●福祉サービス第三者評価事業を推進による社会福祉事業の運営健全化。 ●利用者への適切なサービス情報の公表を推進。					
		(2)	福祉サービス第三者評価等の推進						
		(3)	社会福祉事業の健全な運営の確保を図るための指導監査等の実施						
		(4)	福祉サービスの情報の公表						